

平成 27 年第 4 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 27 年 8 月 27 日（木）
 招集の場所 玉城町議会本会議場
 開 議 平成 27 年 9 月 3 日（木）（午前 9 時 00 分）
 出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 山口 典郎
 会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総 務 課 田間 宏紀
 税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司
 建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 東 博明
 病院老健事務局長 田村 優 総務課長補佐 里中 和樹 教育委員長 上村 直義
 監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

日程	議 事	
第 1	会議録署名議員の指名	
議案の討論・採決		
第 2	議案第 49 号	平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 3	議案第 50 号	平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
第 4	議案第 51 号	平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
第 5	議案第 52 号	平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
第 6	議案第 53 号	平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
第 7	議案第 54 号	平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて

第 8	議案第 55 号	平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9	議案第 56 号	平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
第 10	議案第 57 号	平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第 11	議案第 58 号	平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
第 12	議案第 59 号	平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
第 13	議案第 60 号	玉城町個人情報保護条例の一部改正について
第 14	議案第 61 号	町税条例の一部改正について
第 15	議案第 62 号	玉城町手数料徴収条例の一部改正について
第 16	議案第 63 号	玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
第 17	議案第 64 号	玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について
第 18	議案第 65 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について
第 19	議案第 66 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
第 20	議案第 67 号	平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）
第 21	議案第 68 号	平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 22	議案第 69 号	平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 23	議案第 70 号	平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 24	議案第 71 号	平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 25	議案第 72 号	平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 26	請願第 1 号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
第 27	請願第 2 号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
第 28	請願第 3 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
第 29	請願第 4 号	防災対策の充実を求める請願
第 30	請願第 5 号	安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願
第 31	発議第 5 号	玉城町議会会議規則の一部改正について（追加議案）
第 32	発議第 6 号	玉城町議会傍聴規則の一部改正について（追加議案）

第 33	発議第 7 号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
第 34	発議第 8 号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
第 35	発議第 9 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
第 36	発議第 10 号	防災対策の充実を求める意見書の提出について
第 37	発議第 11 号	閉会中の継続審査の申し出について

開議の宣告

○議長（風口 尚）只今の、出席議員数は 12 名で定足数に達しております。

よって、平成 27 年第 4 回 玉城町議会定例会 3 日目の会議を開会いたします。

なお、1 番 中西友子議員より、遅刻の届けがありましたので、ご了承願います。

本日の、議事日程は お手許に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により議長において

10 番 川西 元行 君 12 番 小林 豊 君

の 2 名を指名いたします。

次に、日程第 2 議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第 12 議案第 59 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 山本静一君

○予算決算常任委員長（山本 静一）議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 8 月 27 日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について以下 11 件の議案審査を 8 月 31 日、午前 10 時 35 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第 49 号 平成 26 年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行いました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、「挙手多数」で、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 51 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 52 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 53 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 54 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 55 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定についての審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 57 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 58 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第 59 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり認定いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で 予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案の討論・採決を行います。

はじめに、議案第 49 号 平成 26 年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 中西友子さん

○1 番（中西 友子）議長のお許しをいただきましたので、議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論させていただきます。

私が主に反対する内容については、社会保障税番号制度についてです。当面の 3 分野の範囲でも年金、社会保障福祉公営住宅等の行政手続きや雇用主への届出なので、マイナンバーの記入が求められます。更に現在国会に提出されている法改正では、銀行口座やメタボ検診、また、高校授業料補助などの自治体独自施策についてマイナンバーとの情報連携を可能とするとしています。そして今後、マイナンバーカードの利用拡大は戸籍への連動、健康保険証や印鑑登録カードとの一体化、各種免許資格確認、更にクレジットカード機能としての利用まで視野に入れていきます。すでに情報連携が予定されている個人情報膨大ですが、更なる利用拡大が進めば、不正利用や情報漏えいの危険が高まることは避けられません。マイナンバーカードの盗難、紛失による被害、発行時点でのなりすまし、また、ブラック企業による不正利用や倒産等に伴い、適正な情報管理がなされることはなく、雇用先企業を通じた情報流出の規定も完全に否定することはできません。根本的な問題である情報漏えいや監視社会への国民負担がなくならず、また、

実務面でも準備が大きくおこなわれているもとの、このままマイナンバー制度がスタートしてしまうことは未来に大きな禍根を残すこととなります。マイナンバー制度が実施されなくても、住民生活への不都合は生じません。マイナンバー制度は税、社会保障の分野をはじめ、住民の個人情報、多くの行政手続きに関連し、地方自治体の根幹に関わる問題ともいえます。住民不安が高まっている中、スケジュールありきで進めるのではなく、もう一度制度を根本から見直すことが必要ではないでしょうか。以上の理由により反対いたします。

○議長（風口 尚）以上で、討論を終結します。

これより、議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第 59 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計決算の認定については、討論の通告はありませんので、これより各議案を採決します。

まず、議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 51 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 51 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 52 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 52 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 53 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 53 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 54 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 54 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 55 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第 55 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定についてを採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 57 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 57 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 58 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 58 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第 59 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第 59 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計決算の認定については、認定

することに決定しました。

○議長（風口 尚）次に、日程第13 議案第60号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてないし、日程第16 議案第63号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 奥川直人君

○総務産業常任委員会委員長（奥川 直人）それでは、議長より 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る8月27日日本会議において、本委員会に付託されました、議案第60号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、以下4件の議案の審査を、8月31日、午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第60号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 町税条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、まず、担当課長からの追加説明後、委員から「個人番号通知カードと個人番号カードの再発行手数料の再確認と個人番号カードの取得はあくまでも個人の任意によるものか」との問いに、町より「10月5日以降に発行される個人番号通知カードの再発行手数料は500円。1月以降に発行される個人番号カードの再発行手数料は800円である。どちらも初回の公布は無料である。また、個人番号カードの取得は個人の任意である」との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、委員から「この条例改正による、本町への影響はあるのか」との問いに、町から、「今のところない」との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。
以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で 総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま、報告がありました総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

ただいま、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第 60 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。
本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第 60 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号 町税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第 61 号 町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります

よって、議案第 62 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました

次に、議案第 63 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関

する条例の一部改正について、を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります

よって、議案第 63 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止についてないし、日程第 19 議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題とします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 坪井信義君

○教育民生常任委員会委員長(坪井 信義)議長より 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 8 月 27 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について 以下 3 件の議案の審査を 8 月 31 日 午前 10 時から、第 1 委員会室において、町長・副町長および教育長また関係職員の出席のもと、5 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について 質疑、討論は無く、採決の結果挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、委員より「財産の帰属年月日はいつになるか」の問いに、町より「解散の翌日となり、平成 28 年 4 月 1 日付けとなる」との回答、

また、委員より「玉城町の収集日の 4 月 1 日に間に合うのか」の問いに、町より「玉城町出身の方は玉城町へ勤務すると聞いているので、人員及び車両についても不足はなく、4 月 1 日から現在と変わらぬ業務ができると考えている。」

また、委員より「菊狭間環境整備施設組合の土地建物の借用期限」についての問いに町より「単年度契約となっている。財産については、明和町が引き続き借用される」との回答でした。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま報告がありました教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

ただいま、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員 であります。

よって、議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員 であります。

よって、議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員 であります。

よって、議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 67 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 3 号）ないし、日程第 25 議案第 72 号 平成 27 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを一括議題といたします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 山本静一君

○**予算決算常任委員会 委員長（山本静一）** 議長より 予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 8 月 27 日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 67 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）について以下 6 件の議案審査を、8 月 31 日、平成 26 年度会計決算の認定についての審議に引き続き、第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 67 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）の審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 68 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 69 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）の審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 70 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の審査

につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 71 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 72 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の審査につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思ます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

ただいま、議題となっております各議案については、討論の通告はありませんので、これより各議案を採決します。

まず、議案第 67 号、平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 67 号、平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 68 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 69 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 70 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 71 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 72 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 26 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願ないし、日程第 29 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願を一括議題とします。

ただいま、議題となりました請願第1号ないし、請願第4号については、会議規則第92条第1項の規定により委員会付託をし、同規則第94条の規程により、審査報告書が提出されておりますので、これより委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 坪井信義君

○教育民生常任委員会委員長（坪井信義）議長より 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各請願の審査結果をご報告いたします。

去る8月27日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願 以下4件の審査を8月31日、条例等の議案審査に引き続き、町長・副町長および教育長また関係職員の出席のもと、5名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各請願につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり採択とされました。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり採択とされました。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願につきましても、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり採択とされました。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願につきましては、委員より、防災対策に関連し、「玉城町の小中学校の耐震等の対策と屋内体育館の中学生の使用について」の問いに、町より「今年度末で玉城町のすべての学校の吊り天井の落下防止工事が終了する。屋内体育館は、卓球部の練習場として、保護者の理解をいただき、現在も使用している。

もし、警報が鳴ったときの対応として、年3回程度、3秒以内に体育館から出る避難訓練をしている。」との回答がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり採択されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました請願の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま、報告がありました教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

ただいま、議題となっております 請願第1号ないし、請願第4号については、討論の通告はありませんので、これより、各請願を採決します。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって請願第4号 防災対策の充実を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第30「請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願」を議題とします。

ただいま、議題となりました請願第5号については、会議規則第92条第1項の規定により委員会付託をし、同規則第94条の規程により、審査報告書が提出されております。

これより総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 奥川直人君

○総務産業常任委員会委員長(奥川 直人) 議長より、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております請願の審査結果をご報告いたします。

去る8月27日の本会議において、本委員会に付託されました、請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願1件の審査を、8月31日、条例の一部改正の議案審査に引き続き、請願者 新日本婦人の会事務局長 中西清美さんと紹介議員 中西友子さんの出席のもと7名の委員により審査を行いました。

詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願につきましては、まず、請願者からの説明があり、委員から「報道で世界主要各国のうち、中華人民共和国、大韓民国、いわゆる中国と韓国だけが、この法案については反対、その他の主要各国は、この法案について賛成というようなことが報道された。世界が認めているようなことかと思うが、その点について反論があればお願いしたい。」との問いに、請願者から「日本の国が憲法9条を掲げて戦争をしないと誓っていることを誇りと思っている。」との回答でありました。

質疑を終了し、討論はなく、委員より、継続審査の申し出があつたが、採決の結果「挙手少数」により、継続審査は否決となり、採決の結果、「挙手少数」で、本請願は「不採択」とされました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました請願の審査結果報告といたします。

○議長(風口 尚) 以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま報告がありました総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これより、討論、採決を行います。

ただいま、議題となっております請願第5号については、討論の通告書が提出されておりますので、討論を行います。

1番 中西友子さんの賛成討論の発言を許します。

○1番 (中西 友子) 議長のお許しをいただきましたので、請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願書に賛成の立場で討論させていただきます。

安全保障関連法案が衆議院で可決され、現在参議院で審議中ですが、審議中の法案には、憲法第9条を根底から破壊する3つの大問題があります。

第1には、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が従来の戦闘地域まで行って軍事を支援するようになる。戦地に自衛隊を派兵し、殺し、殺される戦闘を行うこととなります。

第2に、形式上、停戦合意がつくられているが、なお混乱が続いているような地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動などに取組めるようにする。3500人も戦死者を出したアフガニスタンの国際治安支援部隊などへの参加の道が開かれます。

第3に、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を発動し、米国の海外での戦争に自衛隊が参戦し、武力行使に乗り出すこととなります。首相は国際法上違法な先制攻撃の戦争でも、集団的自衛権の発動を否定しませんでした。この法案が可決されると戦争に巻き込まれること、殺し殺されることを回避することはできません。小児化の今の日本では自衛隊員の人数が足らなくなり、徴兵制の施策を今後とることなるかもしれない不安が若者や子どもを持つパパ、ママ、孫を持つおじいさん、おばあさんのまで広がっています。徴兵制でなくても、新規採用の社員を2年間自衛隊に派遣させ、有事の際には出動という話も最近話題になりました。

「子どもを戦地に送らない」「廃案に」という国民の願いは、先日の大規模なデモで明らかです。

日本は戦後70年間、憲法第9条によって、ひとりの人間も戦争によって命を落とさませんでした。日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して、日本に対する武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない。海外での武力の行使は許されないというものです。ところが、この法案は日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「新3要件」を満たしていると判断すれば武力の行使を認めるものとなっており、従来の政府見解を

180 度転換する乱暴な憲法解釈改憲を一内閣の判断で行い立法作業を強行したことは、立憲主義の破壊であり、断じて許されるものではありません。

玉城町でも 455 人の戦没者の方がいらっしゃいます。戦没者の数をこれ以上増やすような法案は廃案にするべきです。

以上の理由をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、請願第 5 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第 5 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって、請願第 5 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願は、不採択とすることに決定しました。

これより、追加議案の審議に入ります。

日程第 31 発議第 5 号 玉城町議会会議規則の一部改正について及び、日程第 32 発議第 6 号 玉城町議会傍聴規則の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者、山口和宏君より、趣旨説明を求めます。

6 番 山口和宏君

○6 番（山口 和宏）ただいま議題となりました発議第 5 号 玉城町議会会議規則の一部改正について及び発議第 6 号 玉城町議会傍聴規則の一部改正につきまして、趣旨説明を申し上げます。

まず、発議第 5 号 玉城町議会会議規則の一部改正につきましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するもので、「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、新たに規定するものの他、条文の整備をするものです。

主な内容は、第 2 条に第 2 項として、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を加えます。

次に、発議第 6 号 玉城町議会傍聴規則の一部改正につきましては、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、「標準」町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、「杖」については削除することとされたため、また「かさ」についても、第 3 条第 3 号に「携帯している者は、傍聴席に入ることができない。」と規定されていることから、これらを併せて、第 5 条第 2 号に規定する「かさ、杖の類を

携帯しないこと。」の条文を削除するものです。

議員各位におかれましては、ご理解いただき、ご賛同賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で、趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑・討論を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより、各議案を採決します。

まず、発議第5号 玉城町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 玉城町議会傍聴規則の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時02分 休憩）

（意見書を配布する）

（午前10時12分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き会議を続けます。

これより、日程第3号の追加日程、意見書、発議の審議を行います。

ただいま、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出についてないし、防災対策の充実を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、発議第7号ないし、発議第10号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第7号ないし発議第10号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。

発議第7号ないし発議第10号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

よって、趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。

これより、発議第7号ないし発議第10号について、意見書ごとに、討論、採決を行います。

まず、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって発議第7号 義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第8号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号 防災対策の充実を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第10号 防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書については、後日関係方面へ提出いたしますので、ご了承願います。

次に、日程第37 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

よって 平成27年 第4回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。
これにて、平成27年第4回 玉城町議会定例会を閉会いたします。
閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての議案につきまして慎重なる審議をいただき承認をいただきましたこと厚くお礼を申し上げます。議員のみなさんには、今定例会を持って、任期満了をされ最終の定例会となりました。今日まで、格別のご指導ご鞭撻を賜りましたこと厚くお礼を申し上げる次第です。

おかげさまで玉城町政、順調に推進をさせていただくことができました。議員のみなさんそれぞれ、今後のご予定はお考えだと思いますけど、なお一層、町政推進のためにご力添えを賜りたいとお願いをするものであります。また今後ともよろしく願い申し上げますとともに、健康に留意されご多幸を祈念申し上げお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚）閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る8月27日に開会いたしまして本日まで8日間、議員各位には大変熱心にご審議を賜りまして、閉会の運びになりましたことを厚く御礼を申し上げます。また、議事進行にご協力いただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、特に緊急案件の無い限り、今日で議会が最後の議会になろうかと思えます。来る9月30日は、私どもの任期が満了になるわけでございますけど、4年間皆様方には議会運営につきまして、ご協力、またご尽力賜りましたこと改めましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

再出馬を予定されておられない方におかれましては、くれぐれも健康にご留意されまして、町政発展のために、また、ご指導ご尽力賜りますことをお願い申し上げまして、また、再出馬を予定をされてます各位におかれましては、9月13日の選挙では全員が当選をされまして、また再び、この議場で全員が顔を合わせられることを心から祈っておるところでございます。

甚だ、簡単でございますがお礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

（午前10時21分 閉会）